

改正

平成22年3月29日告示第29号

平成22年4月1日告示第35号

平成24年1月25日告示第5号

平成25年8月9日告示第112号

平成29年6月30日告示第102号

平成31年4月1日告示第128号

令和4年5月17日告示第209号

令和4年8月18日告示第231号

さくら市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項に規定される協議会、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第9条の2に規定される地域公共交通会議及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）第2条第1項第1号に規定される協議会としてさくら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、道路運送法（昭和26年法律第183号）において使用する用語の例による。

(構成員)

第3条 活性化再生法第6条第2項、省令第9条の3第1項及び第2項並びに要綱第3条第1項及び第2項の規定に基づき、交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 市内に路線又は営業区域がある一般旅客自動車運送事業を営む一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体

- (4) 市民又は第2号の一般旅客自動車運送事業の利用者
- (5) 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- (6) 道路管理者、栃木県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者
(会長等)

第4条 交通会議に会長を置き、市長をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。
- 5 会議は、必要に応じて書面により開催することができる。
(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(公印)

第8条 交通会議の公印（以下この条において「会議公印」という。）の名称、ひな形番号、寸法、書体及び用途は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

- 2 会議公印の管理は、総合政策課長が行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議公印の取扱いについては、さくら市公印規則（平成17年さくら市規則第13号）の例による。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

制定文 抄

平成20年10月20日から適用する。

改正文（平成29年6月30日告示第102号抄）

平成29年7月1日から適用する。

前 文（抄）（平成31年4月1日告示第128号）

告示の日から適用する。

前 文（抄）（令和4年5月17日告示第209号）

告示の日から適用する。

前 文（抄）（令和4年8月18日告示第231号）

令和4年7月27日から適用する。

別表第1（第8条関係）

公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	用途
さくら市地域公共交通会議会長之印	方21	てん書	一般文書用

別表第2（第8条関係）

